

# 特定健康診査等実施計画書

ボッシュ健康保険組合

平成25年3月

## ボッシュ健康保険組合 特定健康診査等実施計画書

### 背景及び趣旨

高齢化の急速な進展と生活習慣病が増加し、死亡原因の約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1であること等から、生活習慣病対策が必要とある。不健康な生活習慣による生活習慣病の発症、重症化の過程で、メタボリックシンドロームが大きく影響していることから、この該当者及び予備軍者の減少を目指すこととなる。

### 特定健康診査の基本的な考え方

(一) 国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るといった経過をたどることになる。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。

(二) 糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。

(三) 特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。

### ボッシュ健康保険組合の現状

当健康保険組合は単一組合でありながら、現状は事業所再編成により、ボッシュ・ヴァレオ・クノールプレムゼの各グループ会社で構成されている。

事業所数は14事業所で、主に東京都・埼玉・神奈川・群馬・栃木県の関東圏に存在するが、営業所等を含めると被保険者・被扶養者は全国に所在している。

被保険者数は男子6,870人・女子941人・合計7,811人。平均年齢は約44.3歳である。被扶養者数は男子3,288人・女子6,726人・合計10,014人である。特定健康診査等の対象となる40歳から74歳では、被保険者数は5,482名で89%が男子である。被扶養者数は2,714名で99%が女子である。（2013年2月1日現在）

健康診査については、被保険者分は当健康保険組合直営診療所および事業所が委託契約する医療機関での受診により、平成20年から90%近くの実施になっている。また、任意継続被保険者についても健保費用負担で実施している。

被扶養者分は、当健康保険組合が費用負担をし、レディース健康診断・被扶養者健康診断として東京都総合組合保健施設振興協会(東振協)・日本予防医学協会(日予)への委託により実施しており、平成20年からの受診率の推移をみると、徐々にではあるが向上しており、平成22年度から50%超であるが、さらなる受診率が向上するよう計画する必要がある。

## I 達成しようとする目標

### 1 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を90%とする。この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率(単位:%)

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	単一健保の目標
被保険者	90.0	92.0	93.0	94.0	95.0	—
被扶養者	65.0	70.0	75.0	80.0	82.0	—
合計	81.9	84.9	87.2	89.5	90.8	90.0

### 2 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率を60%とする。この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率(単位:人)・・・被保険者+被扶養者

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	単一健保の目標
40歳以上対象者	8,031	8,100	8,169	8,239	8,309	—
特定保健指導対象者	1,380	1,432	1,471	1,511	1,545	—
実施率(%)	40.2	50.1	55.1	57.1	60.1	60.0
実施者数	555	717	810	863	929	—

### 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成29年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。

## II 特定健康診査等の対象者数

### 1 対象者数

#### ①特定健康診査（単位：人）

被 保 険 者 数	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	40歳以上対象者数	5,414	5,469	5,524	5,580	5,636
	実施率（%）	90.0	92.0	93.0	94.0	95.0
	目標実施者数	4,873	5,032	5,138	5,246	5,355

被 扶 養 者 数	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	40歳以上対象者数	2,617	2,631	2,645	2,659	2,673
	実施率（%）	65.0	70.0	75.0	80.0	82.0
	目標実施者数	1,702	1,842	1,984	2,128	2,192

合 計	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	40歳以上対象者数	8,031	8,100	8,169	8,239	8,309
	実施率（%）	81.9	84.9	87.2	89.5	90.8
	目標実施者数	6,575	6,874	7,122	7,374	7,547

#### ②特定保健指導の対象者数（単位：人）・・・被保険者＋被扶養者

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上の対象者	8,031	8,100	8,169	8,239	8,309
動機付支援対象者	494	516	533	551	565
実施率（%）	40.3	50.0	55.2	57.2	60.1
実施者数	201	264	294	315	340
積極的支援対象者	886	916	938	960	980
実施率（%）	40.2	50.1	55.0	57.1	60.1
実施者数	356	459	516	548	589
保健指導対象者 計	1,380	1,432	1,471	1,511	1,545
実施率（%）	40.2	50.1	55.1	57.1	60.1
実施者数	555	717	810	863	929

### Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

#### 1 実施場所

被保険者の特定健診は、事業所が委託する健診機関が、事業所内または指定する場所で行う。被扶養者については、当健保組合が委託した健診機関がそれぞれ指定する場所から、受診者が選択した場所で行う。

被保険者の特定保健指導は、事業所内で行う他、当健保組合が委託した機関が事業所内において行うが、委託機関の指定する場所で行う場合もある。被扶養者については、当健保組合が委託した機関において、委託機関が指定する場所から各々が選択した場所で行う。また、被保険者・被扶養者を問わず一定の場所で集団にて実施することもある。

#### 2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目とする。

#### 3 実施時期

実施時期は、通年とする。

#### 4 委託の有無

##### (1) 特定健診

被保険者は事業所が指定する事業所健診の健診機関に委託する。被扶養者については当健保組合が選択した健診機関に委託する。委託単価については国等が示す基準額を参考に決定する。

##### (2) 特定保健指導

「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第6章により保健指導機関を選択し委託する。委託単価については国等が示す基準額を参考に決定する。

#### 5 受診方法

被保険者については、事業所が委託した健診機関により事業所内または指定した場所で受診、若しくは当健保組合が委託した健診機関により指定した場所で、それぞれの受診方法により健診および指導を受ける。

被扶養者については、当健保組合が委託した健診機関により指定した場所で、それぞれの受診方法により健診および指導を受ける。

## 6 周知・案内方法

周知は、当健保組合の機関誌等に掲載するとともに、ホームページに掲載して行う。また、必要に応じてパンフレットを配布したり、ポスターの掲示を行う。

## 7 健診データの受領方法

被保険者分は、委託健診機関から直接または事業所を経由して、また集合契約機関は代行機関を通じて、電子データで随時受領する。被扶養者分は、委託健診機関からは直接、電子データで随時受領する。なお、それぞれのデータは5年分を保管する。

## 8 特定保健指導対象者の選定方法

特定保健指導の対象者については、地域・年齢・その他による優先は行わない。

## IV 個人情報の保護

当健保組合はプライバシーマークおよびボッシュ健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

## V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所に機関誌やホームページに掲載して、全組合員に対し周知させることとする。

## VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年当健保組合内において見直しを行い、特定健康診査受診率の向上、特定保健指導実施率の向上および、メタボリックシンドローム該当者や予備群の減少を図るための諸施策を展開する。

当計画については、必要に応じて当健保組合内において見直しを検討する。

## VII その他

当健保組合に所属する職員については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。